

代理権限証書等 交付申請書

日本鉄道共済組合

事務局 長 殿

令和 年 月 日申請

申請人 (※1)	フリガナ
	氏 名 ⑩
	〒 ー 住 所
電話番号 ()	
借入された方（借受人）の氏名	借入された方（借受人）の生年月日
*カタカナでご記入ください	明・大・昭 年 月 日生

借受人は、昭和 年 月 日、日本鉄道共済組合（旧国鉄共済組合）から住宅貸付金を借入れたことにより抵当権（買戻特約）の設定を受けましたが、昭和 年 月 日に住宅貸付金を完済しています。しかし、完済時から3カ月以内に抵当権（買戻特約）の抹消登記を行うべきところ、手続を失念していたため、いまだに抵当権（買戻特約）が登記簿「全部事項証明書」に設定されたままの状態になっています。

つきましては、抵当権（買戻特約）抹消登記の手続を行いたいので、下記の抹消登記に必要となる代理権限証書等の交付を申請します。

なお、手続終了後は日本鉄道共済組合の閉鎖登記簿謄本を返送します。

記

代理権限証書等（抹消登記に必要な書類）	請求通数
日本鉄道共済組合代表者の 印鑑証明書（※2）	通
日本鉄道共済組合の 閉鎖登記簿謄本	1通
日本鉄道共済組合と国鉄共済組合の同一性等について	1通
抵当権（買戻特約）抹消登記申請の 委任状	1通
登記原因証明情報	1通

（※1）申請人とは

- ・全部事項証明書【権利部（乙区）】の債務者
- ・全部事項証明書【権利部（甲区）】の所有者
- ・新たに相続人となる方
- ・抹消手続を依頼された司法書士の方

（※2）印鑑証明書について

「抵当権設定契約書（法務局の登記済印が押されたもの）」を所持している場合は、不要です。所持していない場合は、収入印紙450円分を送付してください。

代理権限証書等の交付申請について

1. 【申請人が日本鉄道共済組合へ】申請書と一緒に提出するもの

書類 / 印紙・切手	備 考
司法書士への委任状(写) 1通	抹消手続を司法書士に委任される場合のみ必要
抵当権設定契約書(写) または 収入印紙450円分	「抵当権設定契約書(法務局の登記済印が押されたもの)」を紛失した場合は、収入印紙450円分を送付してください
全部事項証明書(写) 1通	抵当権者(買戻権者)が日本鉄道共済組合(国鉄共済組合)と記載されているもの
郵便切手① 460円分	【日本鉄道共済組合から申請人へ】 簡易書留で必要書類を送付する際に使用します 申請人以外に送付希望の場合は、送付先を明記してください
郵便切手② 440円分	【申請人から日本鉄道共済組合へ】→詳しくは4.へ 閉鎖登記簿謄本が還付されます(法務局から返してもらう) ので、日本鉄道共済組合あて返送用封筒に使用します

* 郵便切手①、郵便切手②は別々に用意してください。合算しないでください。

送付先「代理権限証書等交付申請書」と「1. 申請書と一緒に提出するもの」を送付

〒231-8315

神奈川県横浜市中区本町六丁目50番1号 横浜アイランドタワー19階

日本鉄道共済組合 総務係 宛

TEL. 045-222-9673

2. 【日本鉄道共済組合から申請人へ】送付されるもの

ア. 交付申請のあった書類一式

イ. 日本鉄道共済組合の閉鎖登記簿謄本 の(写)

ウ. 返送用封筒(簡易書留・切手付) →詳しくは4.へ

3. 【申請人から法務局へ】提出するもの

法務局備え付けの「抵当権抹消登記申請書」に必要事項を記入・捺印し、登記に必要となる印紙を貼付して、日本鉄道共済組合から送付された「2. 【日本鉄道共済組合から申請人へ】送付されるもの」を法務局の窓口に出してください。

※日本鉄道共済組合【会社法人等番号 0200-05-006788】

4. 【申請人から日本鉄道共済組合へ】閉鎖登記簿謄本の返送について

抵当権抹消手続終了後、法務局から、日本鉄道共済組合の閉鎖登記簿謄本が返されます。

返送用封筒に入れ、郵便局窓口にて簡易書留で返送してください。